

光化学協会永年会員資格認定内規

2011年9月7日 会則から分離

第1条 この内規は、光化学協会永年会員(以下「永年会員」という)の資格認定に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 会則第2条第5条2項で規定する65歳以上の会員とは、当該前年の3月31日現在で65歳以上である正会員とする。

第3条 永年会員を希望する者は、有資格者であることを記した書面を光化学協会事務局長宛に提出するものとする。

第4条 永年会員の認定は、理事会が行う。

付 則

この内規は2009年1月1日から施行する。